

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
(要綱設置第11回 通算第17回)

日時：令和2年8月26日(水)  
午後5時30分～  
場所：坂城町役場庁議室

1 開 会

2 本部長あいさつ

3 会 議 事 項

(1) 長野圏域の感染警戒レベルの引き上げについて

(2) その他

4 閉 会

## 佐久圏域及び長野圏域に「新型コロナウイルス警報」を発令します

令和2年8月25日  
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長

## 1 趣旨

長野県の直近1週間（8月18日～24日）の新規感染者は35人となり、人口10万人当たりでは1.71人と再び1.2人を超えています。

現在、上田圏域及び北アルプス圏域について感染警戒レベルをレベル3とし、「新型コロナウイルス警報」を発令していますが、佐久圏域及び長野圏域については、直近1週間（8月18日～24日）の新規感染者がそれぞれ5人、10人、人口10万人当たりではそれぞれ2.43人、1.89人と増加していることから、両圏域についても感染警戒レベルをレベル3に引き上げ「新型コロナウイルス警報」を発令します。

なお、レベル3は、徹底的な感染防止策を講じつつ、社会経済活動との両立を図るために全力を尽くしていく段階です。そのため、過度に活動自粛を求めるのではなく、県としての感染症対策を強化することにより対応してまいります。

## 2 佐久圏域及び長野圏域における県の対策の強化

上田圏域及び北アルプス圏域に加え、佐久圏域及び長野圏域における感染の拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。住民、事業者の皆様は、対策の実施にご協力いただくようお願いします。

- ① クラスター対策チームにより、感染拡大を防ぎます
- ② 積極的な検査を実施します
- ③ 地方部のガイドライン周知・推進チームにより、事業者感染拡大予防ガイドラインの遵守を強かに働きかけます
- ④ 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します

※上田圏域については、取組をさらに強化中

## ① クラスター対策チームにより、感染拡大を防ぎます

感染が発生した施設等へ速やかに医師をリーダーとするクラスター対策チーム（CCT-Nagano）を必要に応じて派遣し、感染の封じ込めを図ります。

## ② 積極的な検査を実施します

疫学調査に基づき、有症状者に加え、相対的にリスクが高いと考えられる医療従事者、介護従事者等に対して幅広く検査を実施します。

## ③ 地方部のガイドライン周知・推進チームにより、事業者感染拡大予防ガイドラインの遵守を強かに働きかけます

新型コロナウイルス感染症対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、個々の事業者、店舗へのガイドラインのさらなる周知や支援策の紹介を行います。

## ④ 市町村と連携して、感染防止のための情報発信を強化します

「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動について、住民の皆様がいきわたるように、市町村と連携して発信を強化します。

### 3 感染拡大防止のお願い

長野県にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様等は、現在発令されている「新型コロナウイルス注意報」に加えて、次の点について、ご協力をお願いします。（詳細は別紙）

- ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください  
・また、県外からの帰省についてはご家族と相談して慎重に検討してください
- ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください  
・会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるよう努めてください  
・店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
- ④ 重症化しやすい方を守ってください
- ⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします  
・「新型コロナ対策推進宣言」を行うよう努めてください  
・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

### 4 社会経済活動との両立についてのお願い

感染警戒レベル3は、感染の拡大に警戒が必要な状況ですが、外出自粛や休業要請などを行うものではありません。通勤・通学や通院、買い物等の日常生活については、感染防止のための取組を行いながら、通常どおり行っていただくことを想定しているものです。

特に、県民の皆様には次のような点についてお願いいたします。

- ① 新型コロナウイルスの感染を心配して医療機関の受診を控えることは、必要な診療・治療やワクチン接種等を受けないことにつながり、健康に支障が生ずることが懸念されます。各医療機関では適切な感染防止対策を講じていますので、過度な受診控え等を行うことがないようにお願いします。
- ② 「信州地域支え合いキャンペーン」は継続中です。新型コロナウイルスの影響を大きく受けている宿泊施設をはじめとする観光事業者や身近な飲食店等を積極的に利用し、又はクラウドファンディングに協力いただくなど、様々な形で応援をお願いします。
  - ・地域支えあいプラスワン消費促進事業による取組をはじめ、各市町村でプレミアム付き商品券の販売等による振興策を講じていますので、こうした取組を積極的にご活用いただき、地域経済を支えることにご協力ください。
  - ・旅行代金の割引等が受けられるGo To トラベル事業については、県民の皆様の県内旅行にもご利用いただけますので、この機会に身近な観光をお楽しみいただくことをご検討ください。

以上の点に十分ご留意いただき、自らを感染から守るとともに、自らが感染源となって感染を拡大させることがないように、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

また、患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないようお願いいたします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

## 感染拡大防止のお願い

### ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

県外と往来するに当たっては、基本的な感染防止策を徹底するなど、慎重な行動をお願いします。

また、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については、往来自体の必要性を改めて検討するとともに、高齢者等の重症化リスクの高い方の往来は控えることを検討してください。

夏季における県外からの帰省は、ご家族と相談して、慎重に検討してください。帰省をされる場合は、帰省前から3密空間を避けるとともに、帰省後は飲食店や知人宅での会食を控え、ご高齢の方との接触を最小限にするなど慎重な行動をとってください。また、風邪症状などの体調の異変がある場合は帰省を控えてください。

また、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方は、基本的な感染防止策を徹底し、旅行中に風邪等の症状が現れたら、直ちに最寄りの有症状者相談窓口にご相談ください。

### ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いいたします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人込み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご注意ください。

特に、会食及び飲み会については、当県においても感染例が確認されていることから、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間に及ぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるように努めてください。

また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。

### ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関において感染が発生すれば、医療従事者の感染を招くなど、医療供給体制のひっ迫を招きかねません。そのため、直接医療機関を受診することは避けてください。

### ④ 重症化しやすい方を守ってください

ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方も含めてできるだけ控えてください。

⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします

- (1) 不特定多数の方が利用する事業所にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員一人一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務・テレワークの活用、感染拡大地域への出張の再検討などを一層徹底いただくようお願いします。

また、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

- (2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特성에応じて、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）を講じてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。

(参考)

**感染警戒レベル3の圏域** 4 圏域

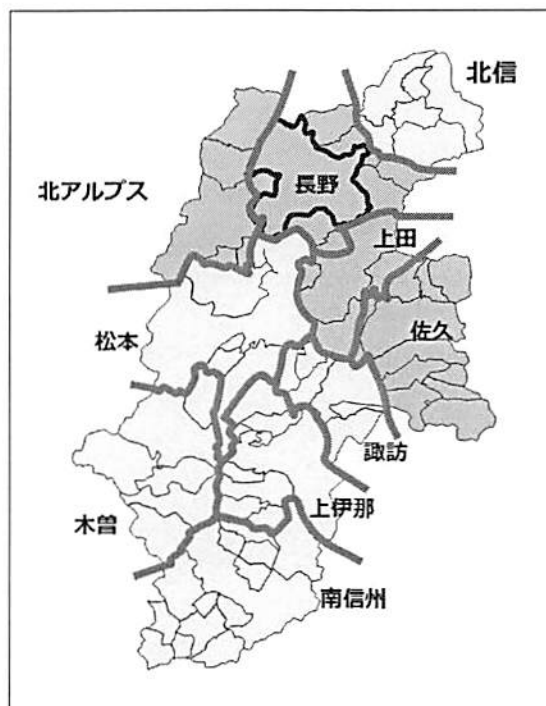
佐久圏域、上田圏域、北アルプス圏域、長野圏域

**感染警戒レベル2の圏域** 6 圏域

諏訪圏域、上伊那圏域、南信州圏域、木曾圏域、松本圏域、北信圏域

■ …… 感染警戒レベル3の圏域

□ …… 感染警戒レベル2の圏域



## 圏域ごとの新規感染者数 (R2.8.18~R2.8.24 ※直近1週間・確定日ベース)

R2.8.25 13時現在

	圏域	警戒 レベル	圏域人口 (R2.7.1現在)	件数	人口10万人当たりの 新規感染者数	感染経路不明 又は調査中数
1	佐久	2	204,929	5	2.43	5
2	上田	3	192,033	18	9.37	15
3	諏訪	2	192,163	0	—	—
4	上伊那	2	179,597	0	—	—
5	南信州	2	154,365	0	—	—
6	木曾	2	25,432	0	—	—
7	松本	2	421,314	1	0.23	1
8	北アルプス	3	56,323	0	0.00	0
9	長野	2	528,166	10	1.89	10
10	北信	2	82,203	1	1.21	1
	計		2,037,228	35	1.71	32

(参考) 全県25人⇒1.22、51人⇒2.50

	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24
全県の新規感染者数の推移 (直近1週間の累計)	13	14	18	21	24	34	35
人口10万人当たり	0.63	0.68	0.88	1.03	1.17	1.66	1.71
増	2	2	9	6	3	11	2
減	△5	△1	△5	△3	0	△1	△1

## モニタリング指標の状況

資料 2

モニタリング指標	先々週	先週	今週	長野県でのピーク値	国のステージの区分・指標 上段:ステージⅢ 下段:ステージⅣ		
入院者／ 受入可能病床数の割合(%)	8月10日	8月17日	8月24日	4月24日	Ⅲ	最大確保病床の1/5以上 現時点確保病床の1/4以上	
	10.00% 35/350床	10.00% 35/350床	11.71% 41/350床	17.00% 51/300床		Ⅳ	最大確保病床の1/2以上
重症者／ 受入可能病床数の割合(%)	8月10日	8月17日	8月24日	4月20日	Ⅲ	最大確保病床の1/5以上 現時点確保病床の1/4以上	
	0 0/48床	0 0/48床	2.08% 1/48床	25.00% 3/12床		Ⅳ	最大確保病床の1/2以上
人口10万人 当たりの療養者数	8月10日	8月17日	8月24日	4月23日	Ⅲ	15人以上	
	1.71	1.71	2.01	2.5		Ⅳ	25人以上
PCR検査 陽性率  (LAMP法による検査を含む)	8月9日	8月16日	8月23日	4月15日	Ⅲ	10%	
	0.44	1.78	2.96	6.42%		Ⅳ	10%
直近1週間と 先週1週間の比較  (直近1週間の人口10万人 あたりの新規感染者数)	8月4日 ～10日	8月11日 ～17日	8月18日 ～24日	—	Ⅲ	直近1週間が 先週1週間より多い	
	0.58	0.78	1.71			Ⅳ	直近1週間が 先週1週間より多い
直近1週間の 感染経路不明者の 割合(%)	8月3日 ～9日	8月10日 ～16日	8月17日 ～23日	7月20日 ～26日	Ⅲ	50%	
	50%	0%	調査中	37.50%		Ⅳ	50%
圏域ごとの Level2～4 の圏域数	Level2	7	6	8	8月12日 ～19日	—	
	Level3	3	4	2			4
	Level4	0	0	0			(Level3の 圏域数)

(注)直近1週間の感染経路不明者の割合は、速報値であり、調査結果により修正される場合があります。

## 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和 2 年 8 月 19 日修正  
新型コロナウイルス感染症対策室

## 1 主旨

県として独自に定めた発生段階の区分（感染警戒レベル）により、県内の感染状況を圏域ごとに正確に見定め、感染拡大の兆しが見られれば対策の強化を行っていく。

## 2 圏域の感染警戒レベルについて

## 【考え方】

原則として、広域圏（保健所管轄）単位で、県が、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、圏域内の感染状況を総合的に勘案し、各段階の判断を行う。

## 【圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

## ■ 域内発生早期 【Level 1】

感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態  
（県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例のみの場合）

## ■ 域内感染発生期 【Level 2】

- ① 感染経路が不明の事例が発生
- ② 濃厚接触者が特定できない事例が発生
- ③ 単発的なクラスターの発生

※ただし、①、②及び③に該当する事例（以下「対象事例」という。）の発生が確定した場合であっても、後述のとおり更なる感染拡大のおそれがないと判断される場合は、レベルの引上げを行わない。

## ■ 域内まん延期 【Level 3】

- ① Level 2 の①又は②に該当する事例が多数発生（概ね 3 件以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2 件とする）
- ② クラスターが複数発生

## ○ 圏域の感染警戒レベル引上げの運用について（Level 1 から Level 2 への引上げ）

- (1) 対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合においては、1 週間を限度として感染経路又は濃厚接触者の特定のための調査の状況を確認することとする。ただし、この期間内に同じ圏域内でさらに対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合は、その時点で直ちにレベルの引上げを行う。
- (2) 調査が終了し、対象事例であることが確定した場合は原則としてレベルの引上げを行うが、上記の調査の状況を確認する期間内に同一圏域内で感染事例が発生しなかったとき、及び感染事例は発生したが感染経路及び濃厚接触者が全て特定され、更なる感染拡大のおそれがないと判断されるときは、レベルの引上げを行わない。



### 3 全県の感染警戒レベルについて

全県的な感染の状況を正確に把握し、感染拡大の兆しが現れた場合、迅速な対策を講ずるため、Level 1 から Level 6 までを設定する。

#### 【考え方】

- Level 1 から Level 4 までの引上げについては、全県の直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数を重要な指標として判断する。その目安となる基準は下表 1 のとおりとする。
- このほか、下表 2 に記載のとおり、入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合、人口 10 万人当たりの療養者数、PCR 検査陽性率、感染経路不明者の割合、圏域ごとの Level 2 ～Level 4 の圏域数等の指標を常にモニタリングする。
- Level 2 から Level 4 までの引上げに当たっては、全県の直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数が基準を上回った場合、その他のモニタリング指標の状況も踏まえた上で総合的に検討することとし、専門家懇談会に諮って決定する。Level 2 から Level 4 までは各圏域の状況等からすべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の圏域の引上げのみとする。
- Level 5 は国の示す感染状況の「ステージⅢ」に相当する段階とし、入院者／受入可能病床数の割合及び重症者／受入可能病床数の割合を重要な指標として判断する。その目安となる基準は下表 1 のとおりとする。
- 国による当県を対象とした緊急事態宣言が発令された場合は、Level 6 とする。(国の示す感染状況のステージⅣに相当)

【表 1：レベルの引上げの目安となる基準】

レベルの基準 となる指標		Level 2 の基準値	Level 3 の基準値	Level 4 の基準値	Level 5 の基準値	参 考	
						本県 (4月上旬)	本県 (ピーク値)
Level 1 から 4 まで の重要指標	直近 1 週間の人口 10 万人当たりの 新規感染者数(人)	0.4 人 ※1	1.2 人	2.5 人	5.0 人 ※2	0.5 (4月第1週、 2週平均)	1.32 (7/27～8/2)
Level 5 の 重要指標	入院者／受入可能 病床数の割合(%)	—	—	—	25% (88/350 床)	11% (25/227 床) (4/10)	17 % (51/300 床) (4/24)
	重症者／受入可能 病床数の割合(%)	—	—	—	25% (12/48 床)	0.00% (0/12 床) (4/10)	25% (3/12 床) (4/20)

※1: その前の 1 週間から増加している場合など引き続き増加が予想される場合とする。単発的なクラスターにより基準を超えたが抑え込みが可能な場合など引き続き増加のおそれが少ない場合は除く。

※2: 5.0 人を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

【表2：併せてモニタリングしていく重要指標】

モニタリング していく指標	注視すべき値	参考	
		本県 (ピーク値)	国のステージの 区分・指標 上段：ステージⅢ 下段：ステージⅣ
入院者／受入可能病床 数の割合 (%)	2週連続で上昇傾向に あるか注視	17 % (51/300 床) (4/24)	最大確保病床の 1/5 以上 現時点確保病床の 1/4 以上 最大確保病床の 1/2 以上
重症者／受入可能病床 数の割合 (%)	"	25% (3/12 床) (4/20)	最大確保病床の 1/5 以上 現時点確保病床の 1/4 以上 最大確保病床の 1/2 以上
人口 10 万人当たりの 療養者数	"	2.50 (4/23)	15 人以上 25 人以上
PCR検査陽性率 ※	"	6.42% (4/15)	10% 10%
直近 1 週間と先週 1 週 間の比較	"	—	直近 1 週間が 先週 1 週間より多い 直近 1 週間が 先週 1 週間より多い
直近 1 週間の感染経路 不明者の割合 (%)	"	25 % (3/23～29, 4/27～5/3)	50% 50%
圏域ごとの Level 2～4 の 圏域数	3 圏域以上になってい ないか注視 (圏域ごとの人口比率 も考慮する)	4 (Level 3 の圏域数) (8/12～)	—

※陽性率＝陽性判明数の移動平均(過去7日間)/(陽性判明数+陰性判明数)の移動平均(過去7日間)

#### 4 感染警戒レベルの引下げについて

##### (1) 圏域の感染警戒レベル

感染警戒レベルの引上げに係る事例における最終の感染者が発生してから 14 日間、その事例に係る新たな感染者が発生していない場合は感染警戒レベルを引き下げる。

##### (2) 全県の感染警戒レベル

基本的に 14 日間はそのレベルを維持することとし、それ以降の時点で基準を満たさなくなった場合は感染警戒レベルを引き下げる。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
Level 1	平常時	感染者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
Level 2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
Level 3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発令し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
Level 4	特別警報	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保
Level 5	非常事態宣言 (県独自)	感染が顕著に拡大している状態 (ステージⅢ相当)	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討、全病床・全宿泊施設を確保
Level 6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態 (ステージⅣ相当)	緊急事態措置の実施を検討